

宍粟市規則第 号

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例（令和2年宍粟市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(近隣関係者の範囲)

第3条 条例第2条第1項第7号の太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境に影響を受けるおそれがある者として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の境界から10メートル以内の土地の所有権、借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時施設その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号に定める土地に存する建築物について所有権、使用貸借契約又は賃貸借契約による権利を有する者
- (3) 地元自治会等（事業区域、事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

(施設基準)

第4条 条例第8条第1項の施設基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(近隣関係者への説明に係る報告)

第5条 条例第9条第2項の規定による報告は、近隣関係者説明実施報告書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明に使用し、又は配布した資料の写し
- (2) 説明を行った近隣関係者の名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、太陽光発電施設設置事業計画届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出は、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(変更の届出)

第7条 条例第11条の規定による届出は、太陽光発電施設設置事業計画変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出は、当該変更に係る別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(届出を要しない軽微な変更)

第8条 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第10条第1項の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日より後の日とする変更

(2) 条例第10条第1項の規定による届出に係る事業区域の面積を変更する行為であつて、当該行為により増減する事業区域の面積が、変更前の事業区域の面積の20分の1以下であるもの

(完了の届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、設置完了届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 前項の届出は、設置工事の完了が確認できる写真を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第10条 条例第13条の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第5号)により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、立入調査職員証(様式第6号)とする。

(勧告)

第12条 条例第17条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第7号)により行うものとする。

(公表の方法)

第13条 条例第17条第2項の規定による公表は、宍粟市公告式規則(平成26年宍粟市規則第1号)第2条に規定する公告のほか、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(書類等の提出部数)

第14条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類その他書面の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	基準
1 生活環境の保全に関する事項	<p>(1) 太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することのないよう、低反射なものを使用するとともに、太陽電池モジュールの位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。</p> <p>(2) 住宅地と隣接する場合、境界部分については、必要に応じ遮蔽措置を行うこと。</p> <p>(3) 太陽光発電施設の稼働音等が、近隣住民及び周辺環境に影響を与えないようその配置及び構造について適切な措置を行うこと。</p> <p>(4) 事業区域の周囲に容易に立ち入れないよう柵等を設置すること。</p> <p>(5) 感電事故等が起きないように太陽電池モジュールと柵等の間に適切な距離を確保すること。</p>
2 災害の防止に関する事項	<p>(1) 太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 事業区域に禁止区域を含めないこと。ただし、法令等の規定に基づき太陽光発電施設の設置が許可されている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 雨水等を有効に排水するための措置を行うこと。</p> <p>(4) 太陽光発電施設の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、設置者及び管理者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を、事業区域内の見やすい場所に設置すること。</p>
3 維持・管理に関する事項	<p>(1) 事業区域からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理に努めること。</p> <p>(2) 破損した太陽光発電施設を放置しないこと。</p> <p>(3) 太陽光発電施設の撤去及び処分に係る費用について、積立等による計画的な調達を行うこと。</p>
4 廃止後において行う措置に関する事項	<p>(1) 太陽光発電施設の廃止後は、当該施設の撤去までの期間において、適切な維持管理を行うこと。</p> <p>(2) 太陽光発電施設の撤去及び処分に当たっては、関係法令等を遵守し、太陽光発電施設の廃止後、速やかに行うこと。</p>

別表第2（第6条、第7条関係）

図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
1 設置者の住民票の写し（設置者が法人である場合は、登記事項証明書の写し）		設置者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所）
2 事業区域の土地登記簿謄本の写し（事業区域を賃貸借している場合は、加えて、権利関係が確認できるもの）		土地所有者の氏名及び住所（賃貸借している場合は、加えて、権利関係）
3 位置図	10,000分の1以上	方位、道路又は目標となる地物及び太陽光発電施設の位置
4 公図の写し		不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又はこれに準ずる図面の写し（事業区域及びその隣接地の地番、地目、地積、所有者の住所、氏名等を記入すること。）
5 近隣関係者説明実施記録		(1) 説明を実施した近隣関係者の氏名及び住所 (2) 説明の時期、説明の方法及び説明の状況
6 設計説明書		(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 設置工事の概要 (4) 生活環境の保全に関する事項 (5) 災害の防止に関する事項 (6) 維持・管理に関する事項 (7) 廃止後において行う措置に関する事項
7 土地利用計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 (6) 施設の設置完了時における土地の形状

		(7) 縦横断線の位置
8 土地利用計画縦横断図	1,000分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 施設の設定完了時における土地の形状 (4) 縦横断線の位置 (5) 太陽電池モジュール、塀、柵等の形状及び高さ (6) 太陽電池モジュールの傾斜角度 (7) 事業区域内の地盤の形状及び勾配
9 排水施設計画平面図	500分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 排水区域の区域界 (3) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
10 流量計算書		事業区域内の雨水排水に係る計算
11 工作物設計図	50分の1以上	
12 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
13 土地造成計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位、縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置
14 土地造成計画縦横断図	100分の1以上	(1) 縮尺 (2) 事業区域の境界 (3) 切土等を行う前後の地盤面 (4) 崖又は擁壁の位置 (5) 法面の保護の方法
15 法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定通		

知書の写し		
16 他法令に関する 許可書等の写し		禁止区域に設置する場合における他法令による許可

様式第1号（第5条関係）

近隣関係者説明実施報告書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

次のとおり説明を行ったので、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第9条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業区域	所在	
	面積	
施設 I D		
説明 実施 内容	説明方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> その他の方法（ ）
	説明実施時期	年 月 日
	説明開催場所 参加者・人数	人
	説明の状況	地域住民等（ ） 説明者（ ）
	説明の内容及び 説明資料	
	事業に対する要望・ 意見	
	要望及び要望に 対する対応	
	その他特記事項	

（関係書類）

- 1 説明に使用し、又は配布した資料の写し
- 2 説明を行った近隣関係者の名簿
- 3 その他市長が必要と認める書類（別途指示する。）

様式第2号（第6条関係）

太陽光発電施設設置事業計画届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第10条第1項の規定により、次の事業計画について関係書類を添えて届け出ます。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	土地	住所
	所有者	氏名又は名称
	面積	
設置者	住所	
	氏名又は名称	
管理者	住所	
	氏名又は名称	
設置工事	着手予定日	
	完了予定日	
事業の施行に必要な法令及び他の条例許認可又は確認取得状況		

様式第3号（第7条関係）

太陽光発電施設設置事業計画変更届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第11条の規定により、 年 月 日付で
届け出た事業計画に定める事項の変更について関係書類を添えて届け出ます。

区分	変更前		変更後	
発電施設の名称				
施設ID				
発電出力				
太陽電池の合計出力				
事業区域	所在地			
	土地の地目			
	土 地	住所		
	所有者	氏名又は名称		
	面積			
設置者	住所			
	氏名又は名称			
管理者	住所			
	氏名又は名称			
設置工事	着手予定日			
	完了予定日			
その他の事項				

様式第4号（第9条関係）

設置完了届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第12条の規定により、年 月 日付けで届けた事業計画に係る工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地所有者	住所 氏名又は名称
	面積	
設置者	住所	
	氏名又は名称	
管理者	住所	
	氏名又は名称	
設置工事	着手日	
	完了日	

様式第5号（第10条関係）

事業廃止届出書

年 月 日

宍粟市長 様

届出者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）


電話番号 （ ）

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第13条の規定により、次のとおり太陽光発電施設を廃止するので届け出ます。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地	住 所
	所有者	氏名又は名称
	面積	
設置者	住所	
	氏名又は名称	
管理者	住所	
	氏名又は名称	
廃止予定日		
廃止後において行う措置		

様式第6号（第11条関係）

（表面）

立入調査職員証	
	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例（令和2年宍粟市条例第〇〇号）第15条第1項に規定する調査等を行う権限を有する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	

（裏面）

<p>宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例（抜粋） （立入調査等）</p> <p>第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業区域に立ち入り必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

様式第7号（第12条関係）

勧告書

年 月 日

様

宍粟市長

宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。なお、正当な理由が無くこの勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。

発電施設の名称		
施設ID		
発電出力		
太陽電池の合計出力		
事業区域	所在地	
	土地	住所
	所有者	氏名又は名称
	面積	
設置者	住所	
	氏名又は名称	
管理者	住所	
	氏名又は名称	
勧告事項		
勧告に係る措置を講ずる期限		年 月 日